

【アメリカ】高齢者虐待防止及び訴追法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 原田 圭子

* 2017年10月18日、高齢者虐待防止及び訴追法が制定された。この法律は、高齢者虐待についての情報収集の強化、連邦諸機関・法執行機関等における連携強化を目的とする。

1 背景

アメリカでは、1970年代に高齢者に対する虐待が社会的に重大な問題であると認識され、各州において、虐待の通報を受け、問題解決のために種々の支援を行う「成人保護サービス (Adult Protective Service)」が実施されてきた。一方、連邦レベルでは、「1992年改正高齢アメリカ人法」¹で初めて、高齢者虐待を防止する助成プログラムが規定された。また、2010年に成立した「2009年高齢者公正法」²が高齢者虐待に対する最初の包括的な法律と位置付けられている。

しかしながら、高齢者虐待への対応は、児童虐待や家庭内暴力に対する対応と比べると約20年遅れているとされている。その理由として、高齢者虐待の実態を把握する全国規模の情報収集ができていないこと、また、高齢者公正³について、法執行機関において十分な訓練システムがないことが指摘されている⁴。それらへの対処を目的として、2017年10月18日、「高齢者虐待防止及び訴追法」⁵が成立した。

2 法律の概要

この法律は、全5編14か条から成る。各編の概要は次のとおりである。

(1) 定義

この法律の第2条において、「高齢者虐待」とは高齢者に対して身体的又は精神的な苦痛を与えること、ネグレクト（遺棄及び放任）、経済的搾取を意味すると定義される。

(2) 第I編：高齢者公正に関連する連邦事件への支援

第I編は全1か条から成り、連邦諸機関における高齢者虐待に対する取組を規定する。まず、連邦司法管轄区⁶の連邦検事補佐から少なくとも1名の高齢者公正調整官を任命し、①高齢者虐待に関する法律顧問、②高齢者虐待事件の起訴に関する支援、③高齢者虐待に関する地域社会への啓もう、④第II編で規定する高齢者虐待に関する情報収集の取組を行わせる。また、司法長官は、連邦捜査局 (FBI) 捜査官に対して、高齢者虐待に関連する犯罪対処のための定期的かつ包括的な訓練プログラムを提供する。そのほか、司法省内及び連邦取引委員会 (FTC) 内に

* 本稿におけるインターネット情報は2017年12月7日現在である。

¹ Older Americans Act Amendments of 1992, P.L.102-375.

² Elder Justice Act of 2009, P.L.111-148. この法律は2010年3月成立の「患者保護及び購入可能な医療の提供に関する法律 (Patient Protection and Affordable Care Act, P.L.111-148)」の Title IV, Subtitle H で規定されている。

³ 高齢者公正 (Elder Justice) とは、高齢者を虐待、詐欺等から守る取組である。Elder Justice Initiative, Department of Justice website <<https://www.justice.gov/elderjustice>>

⁴ Committee on Judiciary, *Elder Abuse Prevention and Prosecution Act*, S. Rep. No. 115-9, GPO, 2017. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-115srpt9/pdf/CRPT-115srpt9.pdf>>

⁵ Elder Abuse Prevention and Prosecution Act, P.L.115-70. <<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/178>>

⁶ 連邦司法管轄区 (Federal judicial district) とは、アメリカ国内に94ある連邦地方裁判所の管轄区を指す。管轄区ごとに1名の連邦検事 (United States Attorney) と複数名の連邦検事補佐 (Assistant U.S. Attorney) が置かれる。

も高齢者公正調整官を置く。ただし、これらの施策には追加の予算は充てられない(第 101 条)。

(3) 第Ⅱ編：情報収集の向上及び連邦の協力

第Ⅱ編は全 2 か条から成り、司法長官に対して、高齢者虐待に焦点を置いた情報収集のためのベストプラクティスの策定(第 201 条)及び高齢者虐待に関する統計データの収集(第 202 条)並びにそれらを司法省のウェブサイトで公開することを義務付けている。

(4) 第Ⅲ編：高齢者虐待の被害者への支援の強化

第Ⅲ編は全 2 か条から成る。まず、高齢者虐待の多くは報告されないが、少なくとも毎年 29 億ドルが搾取され、虐待を受けた高齢者の死亡率は、受けない者の 3 倍以上であることを議会の認識とする(第 301 条)。そのうえで、第Ⅱ編で規定する情報収集の開始後、毎年、司法省犯罪被害者補償室長は、議会に対して、高齢者が被害者である事件に対して行う支援、補償等の分析及び被害者支援向上のための提案を含めた報告書を提出する(第 302 条)。

(5) 第Ⅳ編：2017 年ロバート・マタバ高齢者虐待訴追法

第Ⅳ編は全 4 か条から成り、独立して、「2017 年ロバート・マタバ高齢者虐待訴追法」⁸として引用することができる(第 401 条)。

まず第 402 条で、合衆国法典第 18 編(犯罪及び訴訟手続)の第 113A 章(電話勧誘詐欺)を改正し、電話勧誘詐欺の定義に電子メール、テキストメッセージ等の手段を追加し、このような詐欺行為で有罪となった者について、犯罪に用いた設備、ソフトウェア等及びそれによって得た財を没収することが規定された。

司法省は、保健福祉省、高齢者公正調整委員会⁹と協力して、州及び地方自治体に対して高齢者虐待に対処し、被害者を支援するための情報、訓練及び技術的支援を提供しなければならない(第 403 条)。また、連邦議会は、複数の州が高齢者の安全と福祉(well-being)のために協定を結ぶことを認める(第 404 条)。

(6) 第Ⅴ編：その他の規定

第 501 条は、保健福祉省による助成プログラムに、後見人又は財産管理者(conservatorship)を任命する手続等を州の最高裁判所が評価し向上させるプログラムを追加している。なお、助成を受ける裁判所は、州の高齢者支援機関と協力することも規定している。

第 502 条は、会計検査院(GAO)に対して、法律成立後 18 か月以内に、高齢者公正に関する刑事司法制度を評価し、議会に対して提言をすること、また国際的な麻薬取引による高齢者の悪用又は国際犯罪組織の悪用により国外で収監された高齢者の状況、合衆国内で係争中の高齢者虐待事件の年間の件数などに対する連邦政府の監視の取組を報告することを求める。

参考文献

- ・パトリシア・ブラウネル(多々良紀夫・塚田典子監訳)「アメリカの高齢者虐待防止プログラムの現状」『世界の高齢者虐待防止プログラム』明石書店, 2004, pp.11-39.
- ・多々良紀夫「アメリカにおける高齢者虐待防止の取組—高齢者公正法(EJA)の成立と今後の課題—」『高齢者虐待防止研究』7(1), 2011, pp.24-29.

⁷ 1 ドルは 113 円(平成 29 年 12 月分報告省令レート)。

⁸ Robert Matava Elder Abuse Prosecution Act of 2017. ロバート・マタバ(Robert Matava)は人名。息子により財産を搾取され、2011 年に 90 歳で亡くなった。その事件がこの法律制定の契機の一つとなっている。Mark Davis, “Connecticut man’s story prompts bipartisanship in Washington,” August 4, 2017, NEWS8 wtnh.com website <<http://wtnh.com/2017/08/04/connecticut-mans-story-prompts-bipartisanship-in-washington/>>

⁹ 高齢者公正調整委員会(Elder Justice Coordinating Council)は、2009 年高齢者公正法により設立された。同委員会は、各省の長官(又は代理)をメンバーとして保健福祉省の下に置かれ、連邦各省に対する高齢者虐待への対応の提言及び隔年で連邦議会への報告を行う。